
エコツーリズム推進に関する基本方針に対する提言（骨子案）

はじめに

- 地球環境問題の顕在化と環境立国としての取組みの必要性
（現代社会における自然とのつながりの極端な希薄化、五感で感じる原体験の重要性とその効果）
- 旅行者ニーズの多様化と観光立国としての取組みの必要性
（様々な体験による感動や癒し効果などのニーズの多様化、ニューツーリズムへの期待）
- 地域資源を活用した地域活性化の取組みの進展
- わが国におけるエコツーリズム推進の必要性

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

1 わが国のエコツーリズムを取り巻く状況

- わが国における推進の経緯
- これまでの取組みの成果と課題

2 わが国におけるエコツーリズムの基本的考え方

（エコツーリズムを推進する意義）

- 五感で感じる自然体験の必要性が指摘される一方、過度な利用による自然環境の悪化が懸念される地域もある。利用による自然観光資源の劣化を防ぐとともに、ガイドの案内を通じて、楽しみながら自然への理解を深めることで、旅行者や地域住民等の意識が高まり、ひいては、地球環境問題への興味や環境保全に関する行動にもつながる。
- わが国は亜熱帯から亜寒帯、原生自然から里地里山まで、多種多様な自然を有しており、エコツーリズムの題材にあふれている。それら地域固有の自然観光資源を題材に、様々な自然体験を提供することで、新たな観光需要への対応が可能となる。
- 観光振興による雇用の確保、経済波及効果などに加え、地域資源の再発見や旅行者とのふれあいなどを通じて、住民が地域に誇りをもつなど、活力ある地域づくりに効果がある。

（基本的な考え方）

- 法に定めるエコツーリズムの4つの基本理念は、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」である。
- 一方、わが国におけるエコツーリズムを「地域づくり」という観点からみると、
 - ①地域が伝えたい魅力（＝地域の宝）をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、
 - ②大切にしながら磨き、
 - ③外部の人である旅行者にうまく伝え、
 - ④その対価を得るとともに、旅行者が得た感動をさらに宝を磨く原動力とする

という一連の行為としてとらえることができる。

○これらを具体的に実現させていくには、以下の視点が基本となる。

①「いつでも大切にしながら」という視点

自然環境を保全しようとする考え方がエコツーリズムの取組み全てにおける考え方の基盤である

②「楽しみながら」という視点

おもてなしの心を持って旅行者に楽しんでいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てくる。

③「地域が主体」という視点

○さらに、次の点に配慮することも必要である。

- ・順応的管理の視点（ルール、実施、モニタリング、科学的な評価、見直しというサイクル）
- ・継続的な取組みの視点（徐々に発展させていくという考え方）
- ・関連する一次産業との調和や地産地消の取組みなどとの有機的な連携
- ・他の法令や計画等との整合・連携による、良好な相互作用

3 わが国のエコツーリズムが目指す方向性

○エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿（日本型エコツーリズム）

○重点的に取り組むべき当面の課題

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

1 協議会の組織化

- 協議会の必要性と役割
- 幅広い主体の参画の必要性と機会の担保
- 協議会の体制についての考え方（構成員、効率性、継続性、事務局のあり方）

2 協議会の運営

- 協議の方法と効果的な運営の考え方
- 定期的な開催と継続的な運営
- 透明性の確保

3 活動状況の公表・報告

- 一般への公表及び主務大臣への報告
- 協議結果の共有

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

・全体構想とは何かを記述

1 エコツーリズムを推進する地域

（基本的事項）

- 地域におけるエコツーリズム推進の目的や方向性の明確化
- エコツーリズムを推進する区域の設定の考え方
- 対象とする資源の特性に応じたゾーニングの必要性
- 複数の市町村にまたがる全体構想の作成
- 一つの市町村による複数の全体構想の作成

（全体構想に記載すべき事項）

2 対象となる自然観光資源

（基本的事項）

- 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源
- その他の観光資源の取扱い

（全体構想に記載すべき事項）

3 エコツーリズムの実施の方法

・ルール、ガイドンス、モニタリングがエコツーリズムを構成する重要な要素であることを記述

（1）ルール

（基本的事項）

- ルールの種類（強制力のあるものとなないもの）
- ルールの策定と運用に当たっての留意点（合意形成、意識醸成など）

○適切なルール運用がツアーの質に与える影響

(全体構想に記載すべき事項)

※ 特定自然観光資源については、「4 自然観光資源の保護・育成」で詳述

(2) ガイダンス・プログラム

(基本的事項)

○ガイダンスの方法

○プログラムの企画・実施にあたっての留意点

○ガイドによるガイダンスの重要性

○ガイドに求められる知識、能力

○安全管理の必要性

(全体構想に記載すべき事項)

(3) モニタリング

(基本的事項)

○資源の特性に応じたモニタリングの考え方 (科学的視点など)

○自然観光資源の状態を適切に把握するための考え方と実践的な取組み方

○モニタリングの対象の考え方

○評価にあたっての考え方

○評価結果の適切な反映の考え方

(全体構想に記載すべき事項)

(4) その他

ア 広報

(基本的事項)

○効果的な広報の必要性

(全体構想に記載すべき事項)

イ 人材育成

(基本的事項)

○ガイドの育成、能力水準の確保

○ホスピタリティ意識の向上

(全体構想に記載すべき事項)

4 自然観光資源の保護・育成

(基本的事項)

○自然観光資源の保護・育成にあたっての基本的な考え方

○特定自然観光資源の指定にあたっての視点

○特定自然観光資源の所在する区域の設定にあたっての留意点

○立入り制限 (立入り数の調整) の設定・運用にあたっての留意点

○特定自然観光資源の保護・育成の方法の公表、周知の考え方

(全体構想に記載すべき事項)

5 協議会の参加主体

(基本的事項)

○適切な役割分担の考え方

(全体構想に記載すべき事項)

6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

(基本的事項)

○観光旅行者及び地域関係者にとっての考え方

(全体構想に記載すべき事項)

(2) 他の法令や計画等との関係・整合

(基本的事項)

○他の法令や計画などとの関係・整合の考え方

(全体構想に記載すべき事項)

(3) 農林水産業や土地所有者等との連携・調和

(基本的事項)

○農林水産業や土地所有者等との連携・調和についての考え方

(全体構想に記載すべき事項)

(4) 地域の生活や習わしへの配慮

(基本的事項)

○地域の生活や習わしに対する配慮についての考え方

(全体構想に記載すべき事項)

(5) 全体構想の公表

(基本的事項)

○一般への公表及び主務大臣への報告

(全体構想に記載すべき事項)

(6) 全体構想の見直し

(基本的事項)

○状況に応じた全体構想の見直し

(全体構想に記載すべき事項)

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

1 認定の趣旨

- 認定によるメリット

2 認定の手続き

- 申請の方法
- 複数の市町村が共同で申請を行う場合の方法

3 認定基準

- 基本方針との整合性
- 全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施される見込み

4 認定の取消し

- 認定取り消しにあたっての視点

5 認定全体構想の周知

- 効果的な周知の方法

第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施にあたって配慮すべき事項その他 エコツーリズムの推進に関する重要事項

1 生物多様性の確保

- 生物多様性（地域の固有性）の観光的価値
- プログラムを通じた生物多様性の理解と実践
- 過剰利用（一時的な利用集中）に対する利用分散の考え方
- 外来種対策
- 保全と質の高い利用の相乗的効果

2 普及啓発の推進

- エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、分析、結果の提供の考え方
- 国及び地方公共団体の広報活動の考え方

3 技術的助言

- 地域に対する効果的な助言のあり方

4 エコツーリズムの推進体制

- 省庁間の連携の重要性
- 有識者による助言体制
- 連絡調整のあり方（省庁間、国と地方公共団体間、都道府県と市町村間）